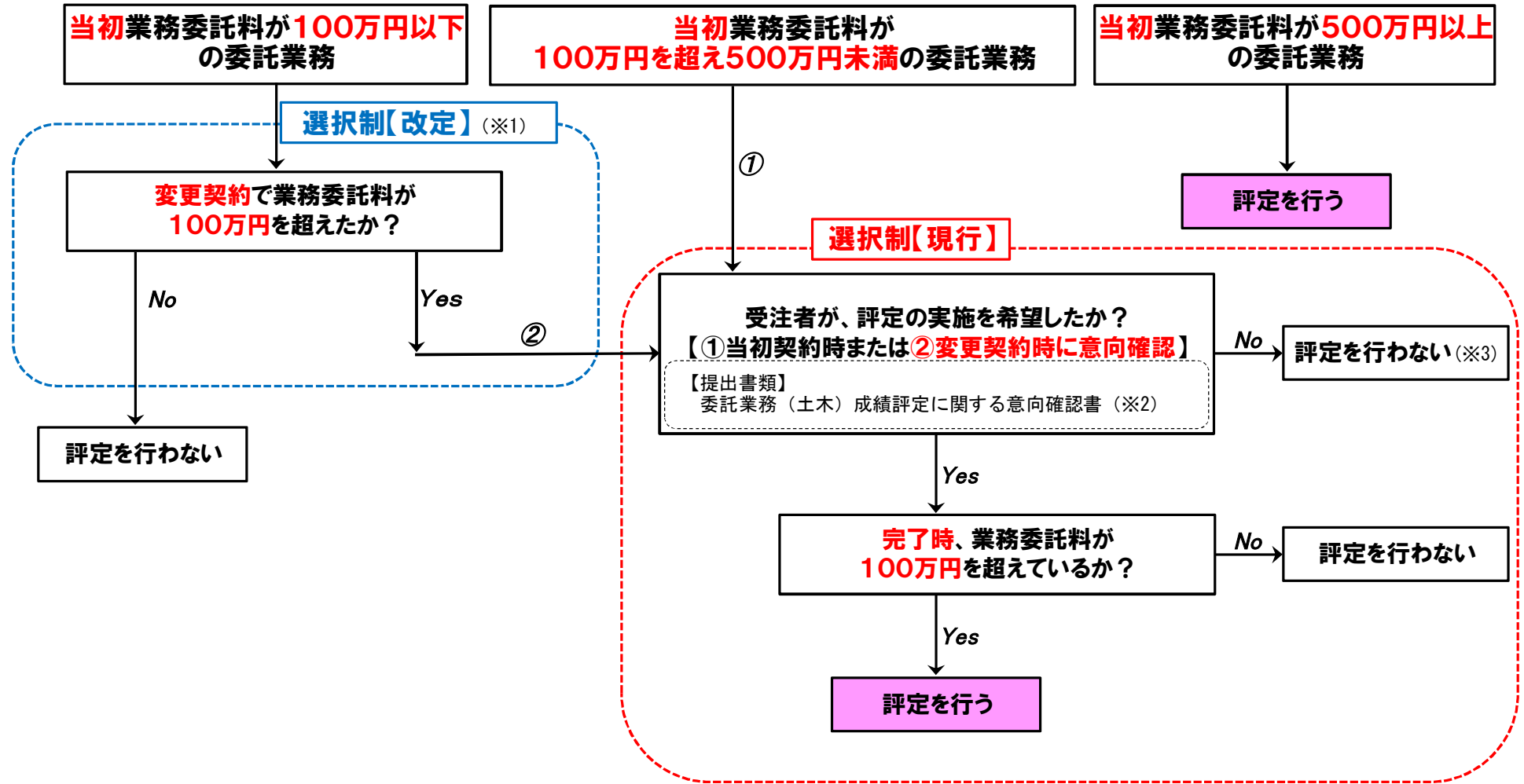


委託業務（土木）成績評定の実施フロー（令和5年5月改定※1）



(※1) 令和5年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う土木工事に係る委託業務から適用。
 (※2) 受注者は、契約時、意向確認書を発注者契約担当に提出。発注者契約担当は、工事監督表に意向確認書を添付。意向確認書の提出は1回限りで、原則変更は認めない。
 (※3) 完了時の変更契約で500万円以上となった場合においても、評価を行わない。

評価対象業務

土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務
 （建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）